たぶんかきょうせいすいしんいいんかい せっちもくてきおよ しょしょう じ む 多文化共生推進委員会の設置目的及び所掌事務について

こうかしふぞくきかんせっちじょうれいだい じょう きてい もと たんにん じ む なら いいん 甲賀市附属機関設置条 例第 2 条 の規定に基づき、担任する事務並びに委員 こうせい いいん にんきとう さだ の構成、委員数及び委員の任期等を定めています。

の名称

こうかしたぶんかきょうせいすいしんいいんかい 甲賀市多文化共生推進委員会

○担任する事務

たぶんかきょうせいすいしんけいかく さくていおよ すいしん ちょうさ しんぎ 多文化共生推進計画の策定及びその推進について調査し、審議すること。

- いいんこうせい
 - (1) 市民
 - かくしゅだんたいとう だいひょうしゃ (2) 各種団体等の代表者
 - (3) その他市長が適当と認める者
- いいんすう **〇委員数**
 - 10人以内
- いいん にんき **○委員の任期**

2年

そしき うんえい 〇組織、運営

こうかしたぶんかきょうせいすいしんいいんかいきそく きだ べっし 甲賀市多文化共生推進委員会規則により定められています。(別紙)